

第 14 回相模川川づくりのための土砂環境整備検討会

相模川流砂系総合土砂管理計画（平成 27 年 11 月）に記載しているとおり、今後、対策の実施状況や検討状況、モニタリング結果やその評価について、協議会において報告・共有し、検討会において情報や課題を共有し、議論を深めて行きたいと思います。

原則、年 1 回程度の頻度で開催しますので、よろしくお願い致します。

また、本計画については、協議会、検討会での議論を踏まえ、5 年に 1 回程度、又は大きなインパクトの発生時に再確認を行い、必要に応じて見直しを検討します。

相模川流砂系総合土砂管理推進協議会

総合土砂管理の実施主体からなり、関係機関が連携して効率的かつ効果的に土砂管理を推進するため協議する。 【年 1 回程度】

山梨県 県土整備部 : 治水課、砂防課

神奈川県 県土整備局 : 河川下水道部 : 流域海岸企画課、河川課
砂防海岸課、厚木土木事務所

企業庁 企業局 : 利水電気部利水課、相模川水系ダム管理事務所

国土交通省 関東地方整備局 : 相模川水系広域ダム管理事務所、京浜河川事務所

《 5 年に 1 回程度又は大きなインパクト発生時に計画の再確認 》



相模川川づくりのための土砂環境整備検討会

市民、学識経験者、関係機関、行政からなり、相模川の健全な土砂環境を目指し、対策の実施状況やモニタリング結果、評価等について情報や課題を共有し議論する。

【年 1 回程度】